

「令和7年度香川県オリーブオイル品評会」審査要領

1. 主催

審査は、NPO 法人小豆島オリーブ協会（以下、「協会」という）が主催し、運営を行う。

2. 審査員

審査員は、協会が別に定める。

3. 出品対象物の要件

令和7年9月以降に香川県内で収穫されたオリーブ果実のみを原料とし、県内で採油された食用エキストラバージンオリーブオイルであって、販売を目的として製造された製品に限る。

4. 審査方法

- (1) 審査は官能評価とする。
- (2) 審査方法は、IOC が定める官能検査方法に準ずる。
- (3) 審査は、協会が別途定める審査用紙を用いる。
- (4) 審査では、審査用紙に定めた香り・味等の各項目について、評価し採点を行う。
全てのオイルを採点・集計後、上位のものを選定し、それについて再度審査を行う。
- (5) 出品オイルについて特段の欠点がある場合は、審査員はその旨を審査用紙に記入する。

5. 結果の判定

- (1) 上位のもので行った審査により受賞者（香川県知事賞など5点）を決定する。
出品オイルの一定の水準以上のものに、金賞・銀賞を授与できるものとする。
特段の欠点があるオイルについては、審査員全員で協議し、欠点が確認された場合にはこれを失格とすることができる。
- (2) 同点の場合は審査員全員で協議し、判断を行う。
- (3) 審査の決定に対して異議の申し立ては、一切できないものとする。

6. その他

この審査要領に定めるもののほか、品評会の審査実施に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。